

個別注記表

〔 自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日 〕

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物および 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設及び構築物については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益の計上基準

当社は、顧客との請負契約に基づきサービスを提供し、その収益については、役務提供基準により計上しております。

(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

II. 表示方法の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

「当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第 29 号）を適用しております。この変更による財務諸表に与える影響はありません。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	1,000株	—	—	1,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月25日開催の第24期定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 147,000千円
 1株当たりの配当額 147,000円
 基準日 2024年3月31日
 効力発生日 2024年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2025年6月23日開催の第25期定時株主総会決議において次の通り付議いたします。

配当金の総額 263,000千円
 1株当たりの配当額 263,000円
 配当の原資 利益剰余金
 基準日 2025年3月31日
 効力発生日 2025年6月24日